

平成 25 年 10 月 1 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都港区新橋二丁目 2 番 9 号
ケネディクス・レジデンシャル投資法人
代表者名 執行役員 田中 晃
(コード番号：3278)

資産運用会社名
ケネディクス不動産投資顧問株式会社
代表者名 代表取締役社長 本間 良輔
問合せ先 KDR ファンド本部
企画部長 中尾 彰宏
TEL. 03-3519-2623

資産運用会社による兼業業務の届出に関するお知らせ

ケネディクス・レジデンシャル投資法人(以下「本投資法人」といいます。)が資産の運用を委託する資産運用会社であるケネディクス不動産投資顧問株式会社(以下「本資産運用会社」といいます。)は、本日開催の取締役会において、金融商品取引法(以下「金商法」という。)に基づき、金融庁に対して兼業業務の届出を行うことを決議しましたので、以下の通りお知らせいたします。

記

1. 届出日

平成 25 年 10 月中旬(予定)

2. 届出の内容

金商法第 35 条第 3 項に基づき、同条第 2 項に掲げる業務の内、以下の業務(以下「本件兼業業務」といいます。)を開始する旨の届出を行います。

- (1) その他金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介に係る業務(金商法第 35 条第 2 項第 3 号)
- (2) 宅地建物取引業法第 2 条第 2 号に規定する宅地建物取引業及び宅地建物取引業法第 2 条第 1 号に規定する宅地若しくは建物の賃貸に係る業務(金商法第 35 条第 2 項第 4 号)
- (3) 有価証券又はデリバティブ取引に係る権利以外の資産に対する投資として、運用財産の運用を行う業務(金商法第 35 条第 2 項第 6 号)
- (4) 不動産の管理業務(金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」といいます。)第 68 条第 14 号)
- (5) 特別目的会社から委託を受けてその機関の運営に関する事務を行う業務(金商業等府令第 68 条第 18 号)
- (6) 有価証券又はデリバティブ取引に係る権利以外の資産に対する投資として、他人のため金銭その

他の財産の運用を行う業務(金商法第35条第1項第15号に掲げる行為を行う業務並びに第35条第2項第1号、第2号及び第5号の2に掲げる業務に該当するものを除きます。)(金商業等府令第68条第19号)

- (7) その行う業務に係る顧客に対し他の事業者のあっせん又は紹介を行う業務(金商業等府令第68条第21号)
- (8) 上記に掲げる業務に附帯する業務(金商業等府令第68条第24号)

なお、本資産運用会社は、本件兼業業務の届出に伴い、金商法第31条第1項に基づき金融商品取引業の登録に係る事項の変更届出を行います。また、同条第3項に基づき、資産運用会社の業務の内容及び方法を記載した書面(業務内容方法書)の変更届出を行います。

3. 届出を行う理由

本資産運用会社は、平成25年5月28日付「資産運用会社であるケネディクス・レジデンシャル・パートナーズ株式会社の組織再編等に関する覚書締結に関するお知らせ」及び平成25年7月10日付「資産運用会社であるケネディクス・レジデンシャル・パートナーズ株式会社の組織再編等に関する基本合意書並びにケネディクス・アドバイザーズ株式会社及びケネディクス・オフィス・パートナーズ株式会社との合併契約等の締結等に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、本日付でケネディクス・アドバイザーズ株式会社及びケネディクス・オフィス・パートナーズ株式会社と合併を行いました。

そこで、本資産運用会社が、当該合併以前にケネディクス・アドバイザーズ株式会社及びケネディクス・オフィス・パートナーズ株式会社が行ってきた兼業業務について、当該合併後も継続して行うことを可能にすること等を目的として、上記の届出を行うこととしたものです。

4. 業務開始年月日

平成25年10月1日

5. 今後の見通し

本件による平成26年1月期(平成25年8月1日～平成26年1月31日)の運用状況への影響は軽微であり、運用状況の予想の変更はありません。

以 上

- * 本資料の配布先： 兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
- * 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.kdr-reit.com/>